

るよう株主総会や取締役の運営方法等を定めた株主間契約を締結し、その内容を設立する会社の附属定款に定める必要がある。

なお、外資規制を回避する目的で、タイ人からの名義借り(以下、「ノミニースキーム」という)もたびたび見受けられる。ノミニースキームとは、FBA上の外国人の定義に該当しないようタイ国籍を保有する株主に名義を借りて50%超えの株式を保有してもらいながら配当率などを極端に制限するなどして、外国人が実質的な株主となる手法だ。このようなスキームはFBA36条において明文で禁止されており、当局に摘発された場合は、同スキームに関与した外国人およびタイ人いずれも、3年以下の懲役もしくは10万バーツ以上100万バーツ以下の罰金、またはその併科となるおそれがある。近時、ノミニースキームを疑われる法人がタイ政府当局の事情聴取を受ける事案も増えているため、タイ進出時のスキーム検討の際はまず、専門家に相談することを推奨する。

## 個人情報保護法

タイの個人情報保護法(Personal

Data Protection Act。以下、「PDP A」という)は、2019年5月27日に公布され、2022年6月1日より完全施行された。

PDP Aは、EUのGDPRをベースとした法律であり、個人情報の取得に原則同意が必要であるなど日本の個人情報保護法よりも厳しい内容となっている。

タイの個人情報保護委員会も設置

され、同法の下位規則もほぼ施行されている状況である。2024年8月には、商取引オンラインサービスのプロバイダーが、コールセンター詐欺組織に対する重大なデータ漏えいを行ったとして、PDP A違反に基づき初の行政罰が科された。このように、タイ政府はPDP Aの厳格な施行と遵守を強化しており、B to C事業を行う企業は個人情報保護の

取組みを一層推進する必要がある。

藤原 正樹(ふじわら・まさき)  
One Asia法律事務所 タイオフィスを所長  
弁護士  
バンコク在住。タイのM&A法務、債権回収、個人情報保護法、労働法を中心にタイ企業法務に関するリーガルサポートを提供している。日本では、法律特許事務所に13年間在籍し、知的財産法務、営業秘密を含めた情報関連法務、ソフトウェア法務、WEBサービス関連法務、その他企業法務および破産管財業務などに従事し、数多くの訴訟案件にも対応してきた実績がある。

## 第2章

# 外資規制、外国人労働等の許可が長時間化 ベトナム進出時における 法規制の留意点

One Asia 法律事務所  
弁護士 松谷 亮

One Asia 法律事務所  
弁護士 布井 千博

### 【この章のエッセンス】

●書記長の交代によってさらなる外資の呼び込みへシフトしており、省庁再編で行政改革が進められる。

●他方で、個人情報保護に関するものなど依然として法整備が不完全であり、また、外国人の労働許可証

など進出に付随する行政手続の遅延・長期化によって、スケジュールどおりに進出や事業の拡大が進まないといった課題はある。

## ベトナムの近況：書記長の交代―反汚敗から反浪費へ

2024年7月、ベトナムの最高指導者である共産党書記長のグエン・フー・チョン氏が死去した。同